

資 料

[資料 1]

「ミネラルウォーターに関する税」検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 「ミネラルウォーターに関する税」について幅広く検討するため、「ミネラルウォーターに関する税」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次の各号に定める事項について研究及び検討を行う。

- (1) 「ミネラルウォーターに関する税」に係る法的な課題
- (2) その他「ミネラルウォーターに関する税」に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 検討会は、委員 11 人以内をもって組織し、知事が委嘱する。

(会長)

第 4 条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会を代表し、検討会の事務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、総務部税務課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 13 日から施行する。

「ミネラルウォーターに関する税」検討会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
青 木 宗 明	神奈川県立大学経営学部教授	
岩 崎 政 明	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授	会 長
植 松 増 美	アサヒビール(株)名誉顧問	
大 橋 邦 夫	東京大学名誉教授	
長 田 助 成	北都留森林組合専務理事	
小 幡 純 子	上智大学大学院法学研究科教授	会長職務代理
白 旗 敏 行	日本ミネラルウォーター協会参与	
田 口 忠 昭	富士山仙水(株)代表取締役社長	
中 里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
早 川 源	(財)山梨総合研究所専務理事	
山 本 豊 美	元生活協同組合コープやまなし理事長	

[資料 3]

「ミネラルウォーターに関する税」検討会開催状況

日 時	内 容
平成 17 年 6 月 13 日 (月)	第 1 回検討会 報告書の概要、山梨県の森林の現状の説明等
平成 17 年 8 月 26 日 (金)	第 2 回検討会 業界の反対意見、反対意見に対する県の意見、 論点整理等
平成 17 年 11 月 15 日 (火)	第 3 回検討会 専門家 (森林水文学) の意見聴取等
平成 18 年 2 月 10 日 (金)	第 4 回検討会 他県の森林環境税 (県民税の超過課税) の紹 介等
平成 18 年 7 月 10 日 (月)	第 5 回検討会 報告書について